3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県北牟婁郡紀北町海山区便ノ山字害ノ木九一六の一(次の図に示す部分に限る。)、九一六の四、字栃山九二〇の一(次の図に示す部分に限る。)、海山区船津字平石一九六八の六、一九六八の七、一九七一の一、一九七一の二、字樋ケ谷一九七二の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字スルジ二三六四・二三六六の五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二三六一から二三六三まで、二三六五、二三六六の一から二三六六の四まで、二三六六の六、二三六七から二三七〇まで、二三七二、二三七三、二三七五から二三八二まで、二三八三の二、二三八三の五から二三八三の九まで、二三八四から二三八七まで、海山区引本浦字在ノ上五二八の七、五二八の九、五二八の二四、五二八の二五、海山区中里字小枕二四九から二五二まで、三五三の四から三五三の六まで、海山区相賀字名丸口一三四〇・一三四一の一・一三四一の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、尾鷲市九鬼町字桃ノ木谷八八九の二二(次の図に示す部分に限る。)、八八九の一から八八九の二一まで、八八九の二三、賀田町字水呑一四六、一四七の二、一四七の三、大字天満浦字天満六九、七〇、七一の二、七一の三、大字南浦字白椿三二五七の一〇・三二五七の一一(以上二筆国有林)、三二五七の一から三二五七の三まで、三二六八、字川ノ奥丁子ノ廻り三二七〇の一、字新田ノ上薬師谷一八八二の四(国有林。次の図に示す部分に限る。)・一八八二の六から一八八二の一四まで(以上九筆国有林)、一八八二の一・一八八二の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一八八二の二、一八八二の五、字矢ノ川主ケ谷二〇五七、二〇五八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天満七〇(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県北牟婁郡紀北町相賀字鍋ケ谷一三〇二の一・一三〇二の五から一三〇二の七まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　群馬県渋川市(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(三)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市(次の図に示す部分に限る。)

四　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市(次の図に示す部分に限る。)

二　(一)　保安林として指定された目的　干害の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(三)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市(次の図に示す部分に限る。)

三　(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

渋川市(次の図に示す部分に限る。)

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(三)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市(次の図に示す部分に限る。)

四　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二)　保安林として指定された目的　干害の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。)